

第2回 椎津川流域懇談会

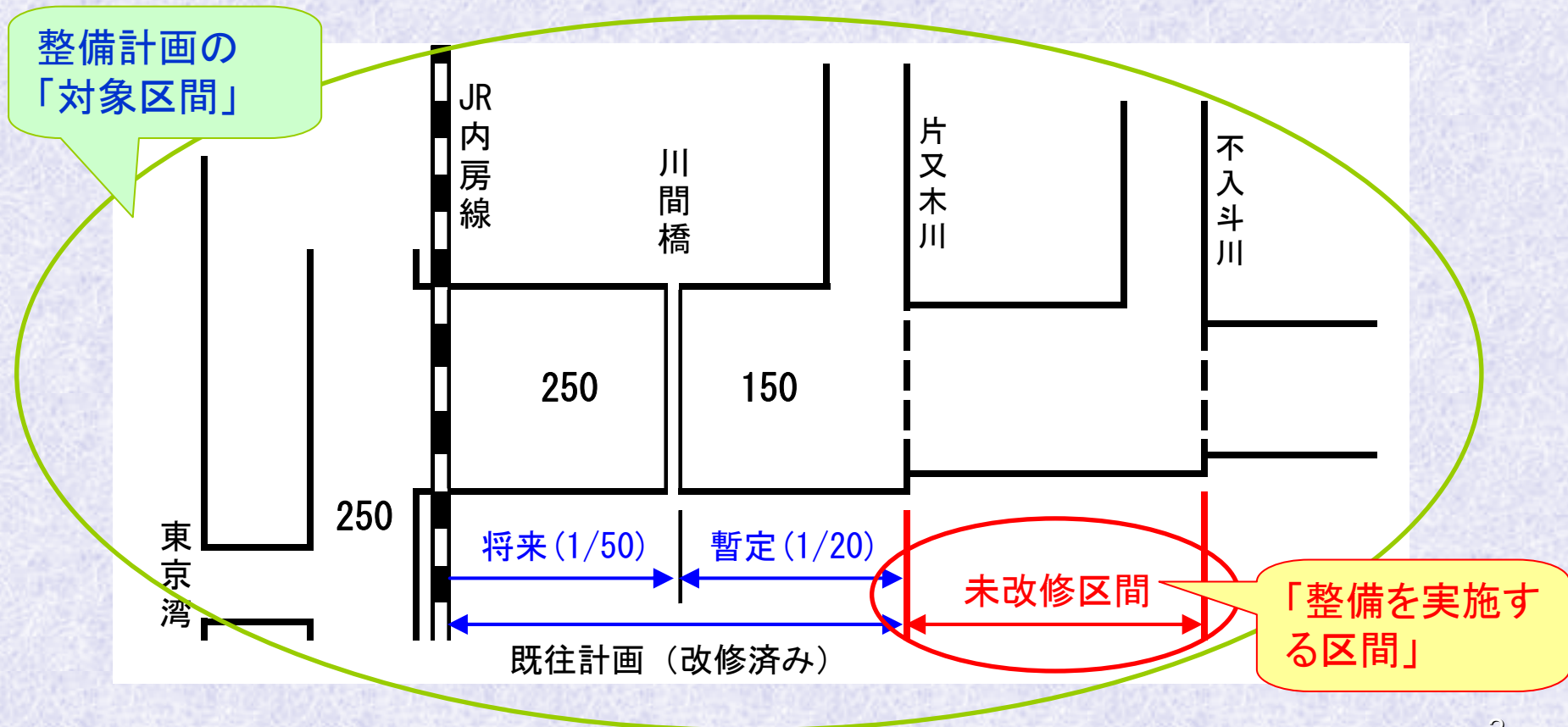
具体の整備内容について

1. 河川整備の目標

(1) 対象河川と対象区間

◆本河川整備計画の対象区間は、椎津川水系内のうち、
千葉県管理の二級河川区間、全区間を対象とする。

- 「整備を実施する区間」は河道改修を実施する区間
- 「維持管理」は千葉県管理区間、全区間を対象とするため



(2) 計画対象期間

◆本河川整備計画の対象期間は、概ね20年とする。

→将来計画（基本方針）に向けた段階整備目標として

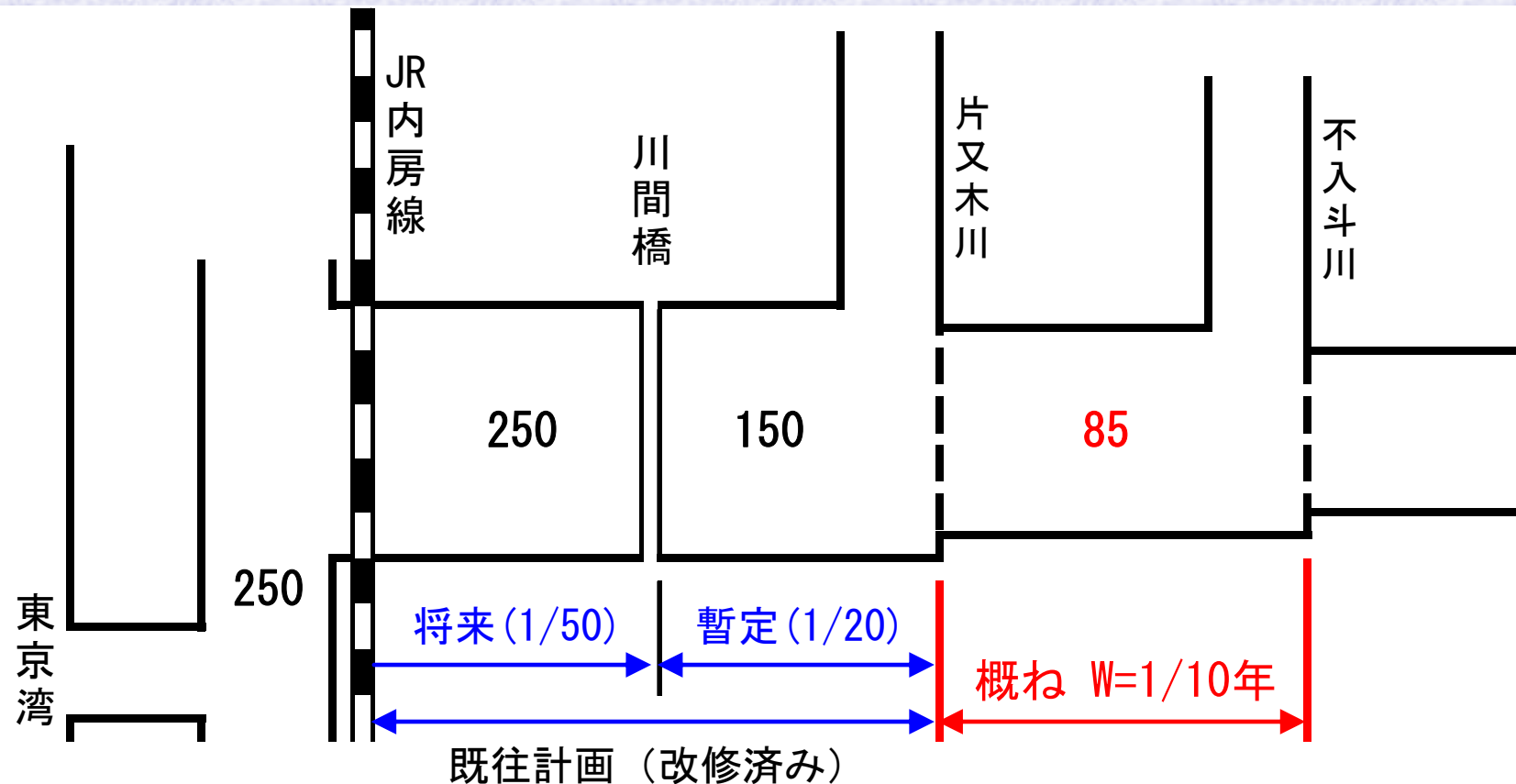
◆ただし、本河川整備計画は現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況にもとづいて策定したものであり、整備計画の策定後も、これらの状況の変化や新たな知見・技術の進捗などにより、適宜、見直しを行うものとする。

→社会情勢等の変化（例えば、急激な開発の伸びなど）により、当初の目標値が現実的でなくなった場合、適宜、目標を修正する。

→治水事業の場合、「事業再評価」により、5年に1回、当該事業の経済的な妥当性を評価する。

(3) 「治水」の整備目標

- ◆過去最大の家屋浸水被害を被った平成8年9月洪水相当の流量（概ね10年に1回程度発生する規模の洪水と同じ程度の流量）を安全に流下させることを目標とする。



(4) 「利水」の整備目標

【①流量・水質について】

◆現在の河川流況を保持することを目標とする。

- 現状で「河川水の利用（漁業・農業取水など）」がない。
- 動植物の生息・生育・繁殖環境において、実害を伴う流量や水質の事故（例えば、渇水や塩害など）は、これまでに特に発生していない。

【②空間利用について】

◆現状の河川利用に配慮しながら、河川空間の適正な利用の増進を図っていく。

- 現状では、散歩や生活道路、花壇、環境学習の場として利用。
- 昔は、子供達がよく川で遊んでいた。

【③正常流量の検討について】

◆流水の正常な機能を維持するための必要な流量の検討を行うため、流況の把握に努める。

- 動植物の生息・生育・繁殖環境や、景観、流水の清潔の保持のために必要な流量を把握する。

(5) 「環境」の整備目標

【①動植物について】

◆多自然川づくり等による河川環境の保全・再生。

- 瀬・淵など、水生生物の貴重な生息・繁殖環境となる、多様な水環境を保全・再生する。
- 河道内だけでなく、沿川や流域も含めた自然環境のつながり・生態系の保全に配慮する。

【②水質について】

◆市原市と協働で、流入汚濁負荷の軽減に努める。

- 人々が「近づきたい、触れたい」と思える水質を目指して、河川に流入する水質の維持・改善に努める。
- 今後も、定期的な水質のモニタリングを実施。

【③親水性の向上について】

◆利用者の声を反映した整備に努める。

- 上下流の人の動線の連続性や、周辺から川へ、さらに水際へのアクセスのしやすさに配慮する。

2. 河川整備の実施に 関する事項

(1) 河川工事の目的、種類、施行の場所①

【①河川工事の目的】

- ◆洪水による災害の防止または軽減、河川の適正な利用を図るための施設整備、及び河川環境の整備。

【②河川工事の種類】

- ◆河道拡幅、河床掘削、橋梁の改築など。
- ◆水際の多自然化、階段護岸、管理用通路の舗装など。

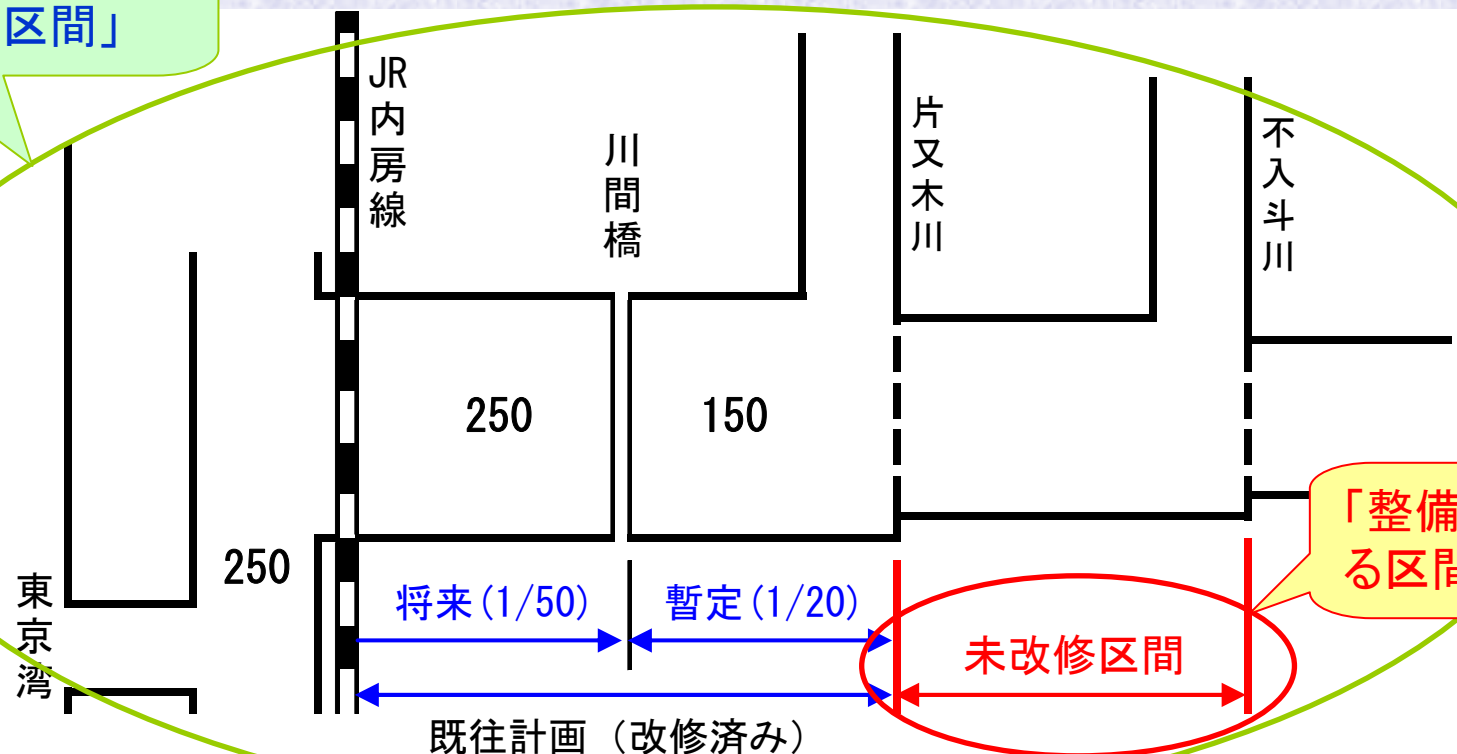
(1) 河川工事の目的、種類、施行の場所②

【③施行の場所】

◆片又木川合流点から不入斗川合流点までの「870m」

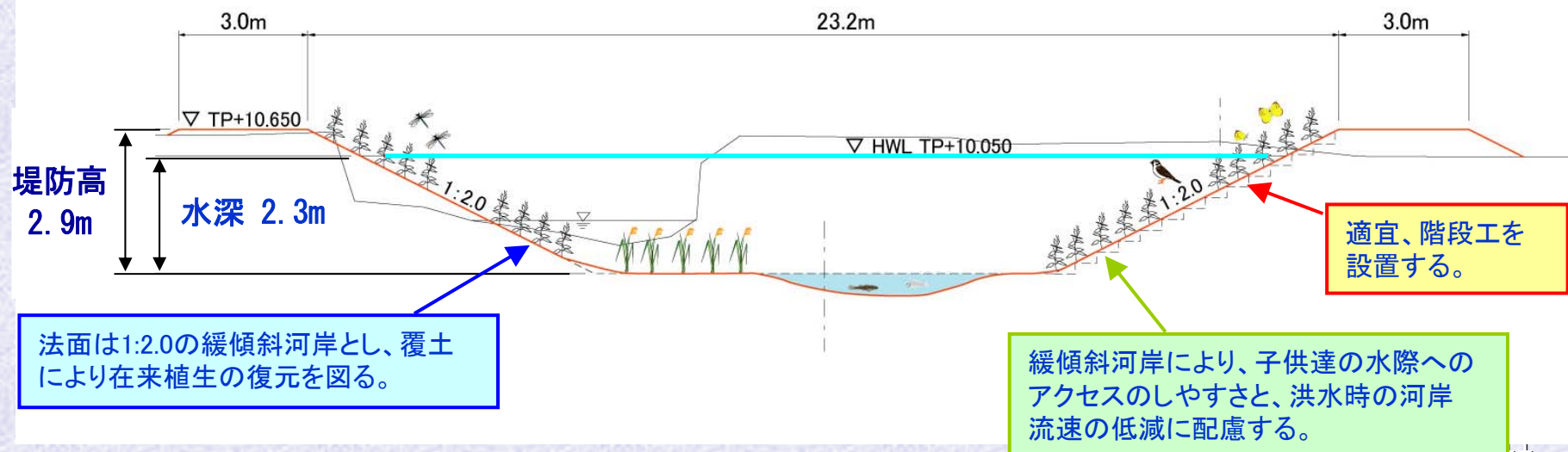
→災害の発生状況や既往の事業実施状況、上下流の治水安全度のバランス等を考慮。

整備計画の
「対象区間」



(2)河川管理施設の機能の概要①

- ◆治水目標流量「 $85\text{m}^3/\text{s}$ 」を安全に流下できる断面
- ◆河岸勾配→1:2.0の緩傾斜河岸、計画水深→2.3m
 - 水辺へのアクセスのしやすさ（親水利用の促進）
 - 土羽河岸、低水深（洪水流速の低減）
- ◆適宜、階段工を設置し、より安全に水辺へ近づきやすくする。

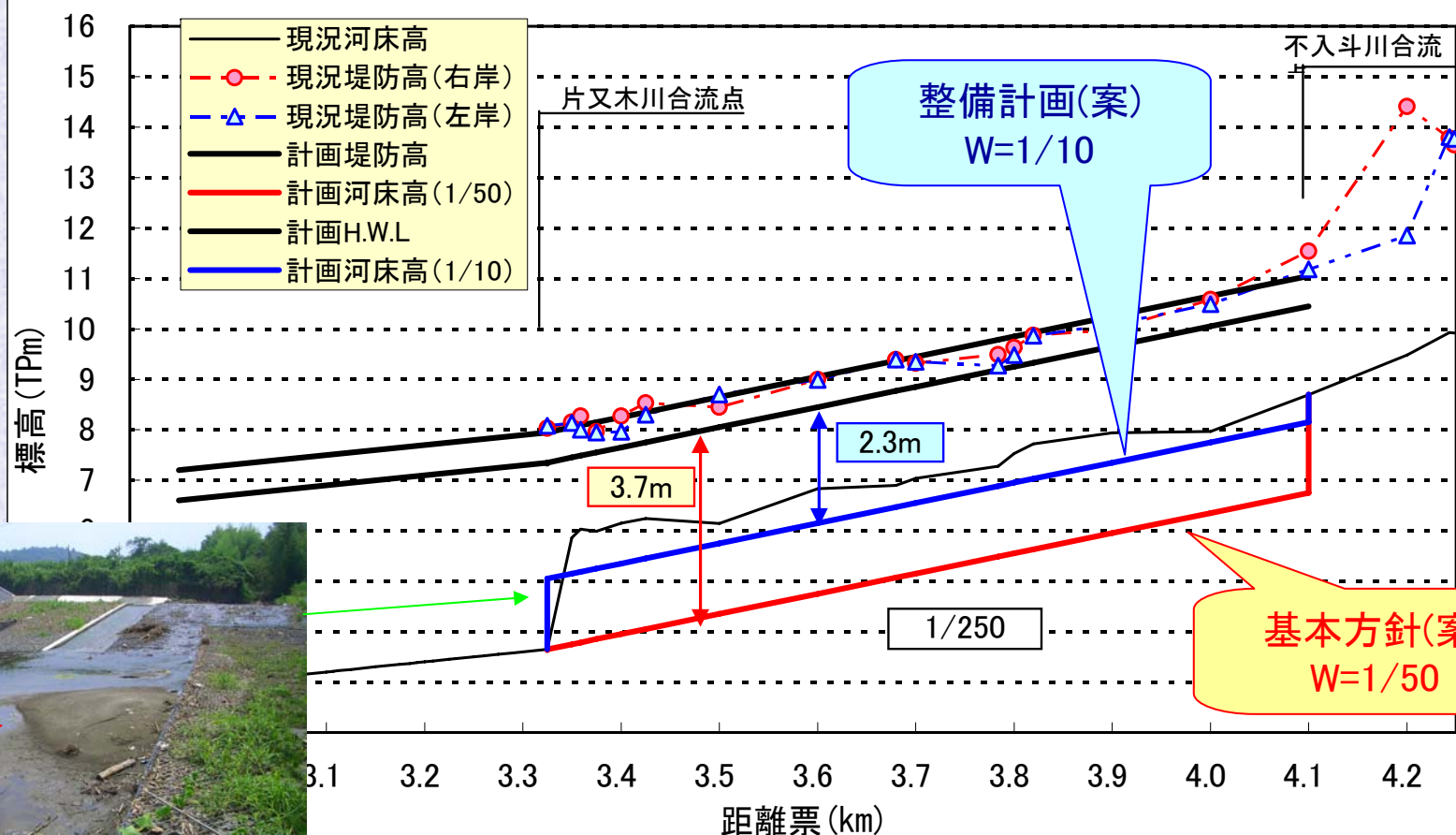


(2)河川管理施設の機能の概要②

◆縦断勾配→1/250（現況の平均地盤勾配程度）

→落差工撤去により、勾配を急にして、川幅を狭めることも可能だが、流速が速くなりすぎないように、現況の地盤勾配なりの河床勾配とする。

椎津川計画縦断図（1/250 落差工あり）



3. 河川の維持管理に関する事項

(1)維持管理の目的、種類、施行の場所

【①河川維持の目的】

- ◆堤防や護岸、樋管等の河川管理施設が、常にその機能を適切に発揮できるようにする。

→河道における堆積土砂や過剰に繁茂した植物の除去など

【②河川維持の種類】

- ◆河道及び河川管理施設などの定期点検。
- ◆河道の維持浚渫。
- ◆植生の維持（草刈り・伐採など）

【③施行の場所】

- ◆千葉県管理の二級指定区間、全区間を対象とする。

4. 河川の整備を総合的に 行うために重要な事項

(1) 流域における取り組みへの支援

◆地域住民やボランティア団体などが自主的に河川の維持管理の一部を行うことができる「**アダプト制度**」等の活用について検討していく。

こんな活動を応援します



美化清掃



県管理河川等の
公共施設の確認

※河川海岸施設の破損又は異常に関する情報の提供など

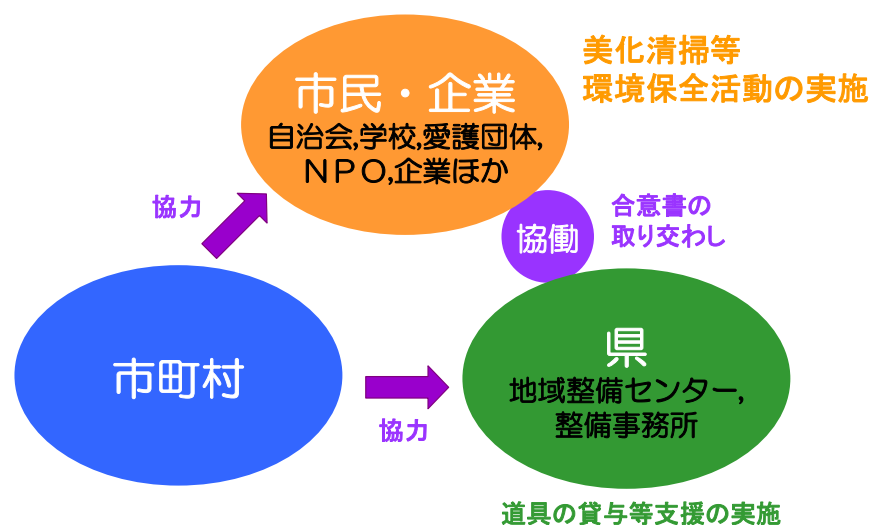


除草作業



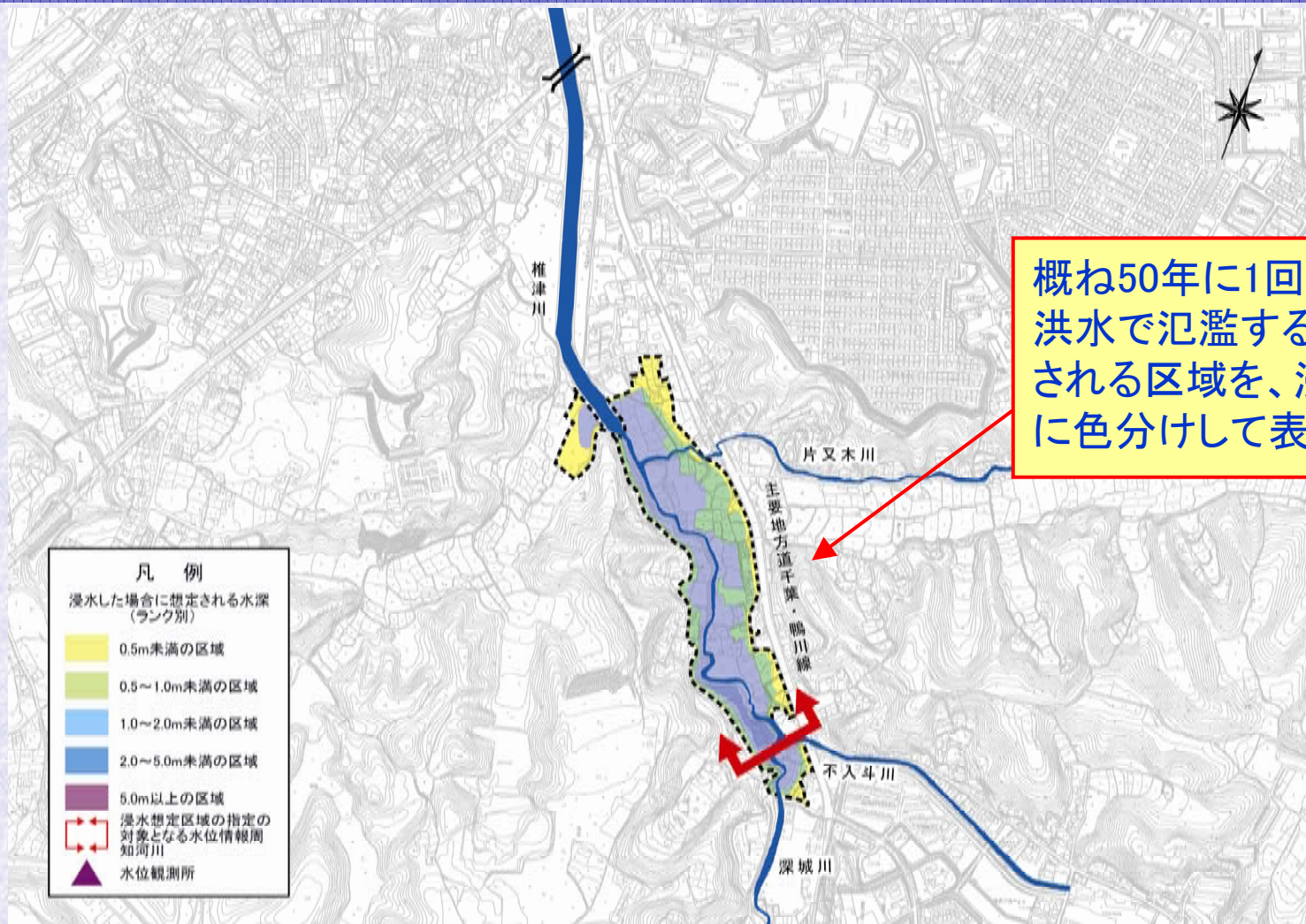
水辺での環境調査や環境学習

千葉県河川海岸アダプトプログラム



(2)超過洪水対策

- ◆浸水想定区域図 (W=1/50) → H19. 9月に公表済み
- ◆今後、市原市が主体となって、洪水ハザードマップを作成



概ね50年に1回程度の
洪水で氾濫すると想定
される区域を、浸水深別
に色分けして表示。

(3)河川愛護、環境教育

- ①河川情報の提供（水質・水量・洪水情報・生物情報など）
- ②環境教育の場となる親水空間の整備・提供
- ③教育現場との連携（職員の派遣や指導者の育成支援）
- ④河川に関するイベントの開催・広報活動の支援
- ⑤河川を取り組む流域全体の課題を、地域住民や学識経験者などと一緒に取組む「しくみ」の構築